

「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件」に係る意見募集の結果について

令和 8 年 2 月 27 日
デジタル庁デジタル社会共通グループ
総務省自治行政局

「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件」について、令和 7 年 12 月 18 日から令和 8 年 1 月 21 日まで御意見の募集を行ったところ、2 件の御意見をいただきました。

告示案に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、御意見を適宜整理又は要約させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>本改正案では、署名用電子証明書の発行番号等について、一定の場合に外部提供を可能とする例外規定が追加されています。しかし、国民の立場から見ると、情報漏えいリスクが高まる可能性について十分な説明や統制の明確化がなされているとは言えません。</p> <p>第一に、第 17 条第 1 項第 6 号の認定を受けた事業者において、当該番号等を実際に取り扱う担当者の範囲、権限管理、操作記録の保存方法が告示上明示されていません。誰が、いつ、どの目的で情報にアクセスしたのかを追跡可能とする仕組みが不可欠です。</p> <p>第二に、認定後の継続的な監査や立入検査の頻度・内容が不透明であり、認定が形式的なものにとどまる懸念があります。</p> <p>第三に、電子署名等確認業務受託者の変更時における情報提供について、提供範囲の最小化や安全な移転方法の基準が明確ではありません。</p> <p>第四に、例外規定の適用状況について、国民が確認可能な形での公表や報告制度が示されていません。</p>	<p>民間事業者が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）（以下「公的個人認証法」といいます。）第 17 条第 1 項第 6 号に基づき主務大臣による認定を受けるためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程等の整備 ・ 当該規程等に基づく業務の実施 ・ 設備に電気通信回線を通じた不正アクセスの防止するための措置、正当な権限を有しない者による操作を防止する措置が講じられていること ・ 設備が動作を記録する機能を有していること ・ 設備が入退場管理に必要な措置が講じられている場所に設置されていること ・ 業務の実施に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令を遵守すること ・ 情報漏えいのおそれがある場合にはデジタル庁及び総務省へ報告する体制を構築すること <p>を含む認定基準を満たすことが求められています。</p> <p>そして、当該認定の有効期間は、電子署名等に</p>

<p>第五に、万一漏えい等が発生した場合の責任の所在、国民への説明、再発防止措置について、制度上の整理が不十分です。</p> <p>第六に、これらの運用が適切に行われているかを国民が検証できる透明性確保の仕組みが求められます。</p> <p>本改正が国民の信頼を損なうことなく運用されるためには、例外規定の整備と併せて、透明性と説明責任を制度として明確に位置付けることが重要であると考えます。</p>	<p>係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号）第10条により1年とされており、当該認定の更新においては、更新時点においても認定基準を満たす必要があります。</p> <p>また、認定を受けた民間事業者が上記の認定基準を満たさなくなったときは、認定を取り消すことができることとされています。</p> <p>引き続き、国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>本改正案において告示第31条第4号の情報の漏えい防止措置として署名用電子証明書の発行番号等の外部提供を原則禁止しつつ特定の委託関係変更時などに例外を認める規定を追加することについて強い不信感を抱かざるを得ません。</p> <p>改正の見直しまたは追加的なセキュリティ強化を求めます。</p> <p>まず電子署名等確認業務の受託者変更時や委託者の認定取得時において委託者の求めに応じて発行番号等の提供を例外的に認めることとされています。</p> <p>しかし「外部」の定義が曖昧であり委託・受託関係自体が「外部」となり得る場合を十分に考慮していない点が問題です。</p> <p>たとえ委託者の指示に基づくとしても不適切な事業者が委託関係に混入した場合発行番号が悪用され個人情報のなりすましや不正利用につながるリスクが高まります。</p> <p>特にマイナンバー制度全体で過去に発生した国外委託（例：年金機構の中国再委託事例）や無断再委託による漏えい事例を踏まえるとこの例外がセキュリティの抜け穴となり得る懸念が拭えません。</p> <p>委託者・受託者の選定は届出・認定制に基づくとされていますが業者の所在地が国内であっても親会社が国外の場合、特に中国の場合、国家情報法により中国籍の個人や関連組織に国家情報活動への協力を義務付けており公的個人認証サービスの委託業務で中国籍労働者や関連企業が関与する場合、個人データの国外流出が現実的な脅威とな</p>	<p>民間事業者が公的個人認証法第17条第1項第6号の主務大臣認定を受けるに当たり、署名検証者等がその業務の一部を委託する場合は、委託先も署名検証者等と併せてセキュリティ等の認定基準を満たすことを必要としており、この認定基準には、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守すること、情報漏えいのおそれがある場合にはデジタル庁及び総務省へ報告する体制を構築することも含まれます。また、認定を受けた署名検証者等が業務実施するに当たり、業務の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。</p> <p>また、当該主務大臣認定の基準として、署名用電子証明書の発行の番号及び利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下、総称して「署名用電子証明書の発行の番号等」といいます。）については、電子署名等確認業務以外の業務において、個人を識別し管理するための符号として直接に使用してはならず、また、一定の例外事由に該当する場合を除き、委託者・受託者と委託関係のない委託者・受託者の親会社も含め外部に提供してはならないとされており（本告示第31条第4号）、署名検証者等の一部の者以外については、署名用電子証明書の発行の番号等の記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構築することが禁止されています（公的個人認証法第63条第1項）。</p> <p>そして、本改正は、概要に記載のとおりではございますが、署名用電子証明書の発行の番号等を</p>

ります。

さらに、地方自治体での外国人雇用増加（中国籍を含む）を考慮すると、業務の現場レベルで漏えいリスクが拡大する可能性があります。

改正案ではこうした国際的なリスクに対する具体的な防止策が明記されておらず信頼できない事業者が例外規定を利用する事態を防げない点に不信感を覚えます。

またマイナンバー制度の根本的な問題（データ誤り、偽造カードの増加、漏えい件数の急増）保険証等々の一元化は重要情報の一元化を意味しますから、漏洩には二重三重に防ぐ策を講じる必要があります。

上記の疑念から本改正案に不信感が拭えず施行を懸念します。

例外規定の適用をより厳格に限定し「外部」の定義を明確化する。

委託・受託者の審査に国外リスク（国家情報法関連）を考慮した基準を導入。

マイナンバー制度全体のセキュリティレビューを実施し紐付け拡大を凍結または見直す。

本意見が改正の改善に寄与することを願います。

提供する相手方は署名検証者等に限られています。

これらのことから、署名検証者等の業務が適正に実施されるよう、制度的に担保されているところです。

今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。